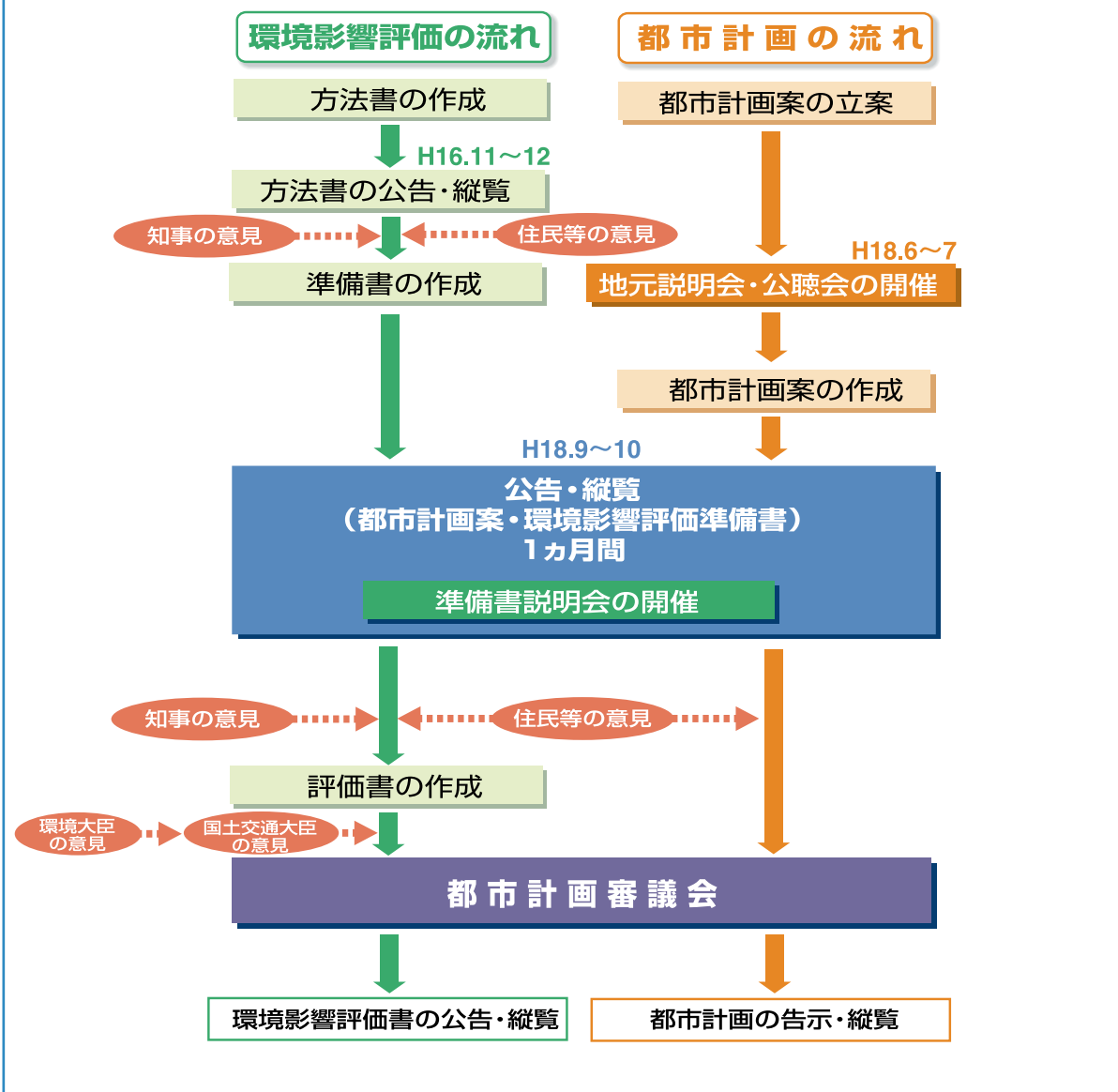


大和北道路 環境影響評価の概要



国土交通省
奈良県・奈良市・大和郡山市・天理市
京都府・木津川市

環境影響評価および都市計画の流れ



このパンフレットについてのご質問・お問い合わせは…

都市計画・環境影響評価について……

奈良県	土木部 都市計画課	TEL:0742-22-1101 (代)
京都府	土木建築部 都市計画課	TEL:075-451-8111 (代)
奈良市	都市計画部 都市計画課	TEL:0742-34-1111 (代)
大和郡山市	まちづくり推進部 都市計画課	TEL:0743-53-1151 (代)
天理市	建設部 都市計画課	TEL:0743-63-1001 (代)
木津川市	建設部 都市計画課	TEL:0774-72-0501 (代)

事業について……

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 調査第二課 TEL:0742-33-1391 (代)



文化・人・地域・経済をつなぎ、新たな交流圏を創出する 京奈和自動車道

京奈和自動車道とは

京奈和自動車道は、大和平野を南北に縦貫して京都と和歌山を結ぶ延長約120kmの高規格幹線道路です。広域的には、既存の高速道路および主要な国道と連携することで相互ネットワークを形成し、近畿大都市圏での時間短縮を図るとともに京都～奈良～和歌山の拠点都市の連携強化を図る役割を持っています。

また、地域的には奈良県の南北軸として骨格をなし、なら・半日交通圏道路網構想を支援する道路です。県内の交流の促進や国道24号の渋滞緩和、交通事故の減少、走行時間の短縮、定時制の確保、広域的な観光振興など地域の活性化に寄与する役割を担っています。

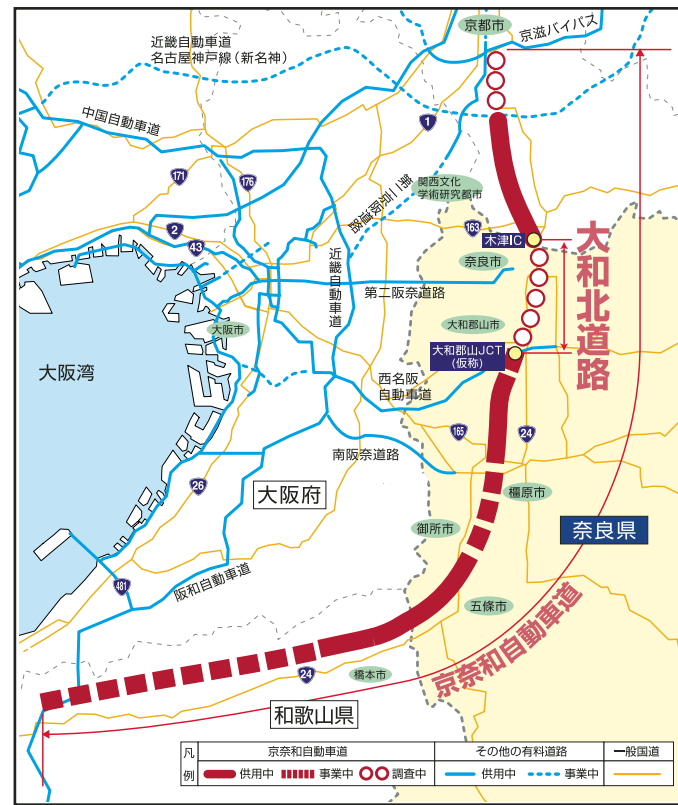
京奈和自動車道「大和北道路」とは

大和北道路は京奈和自動車道の一部で、京奈道路の木津ICから西名阪自動車道までの区間の名称です。

大和北道路の整備による効果

大和北道路の整備により、奈良県の政治、経済の主要拠点であり、世界遺産等の豊かな観光資源が存在する奈良市と、県内各都市及び県外とのアクセスを向上させ、県の経済活動の活性化及び広域的な観光振興を図ります。

また、国道24号の渋滞緩和や一般道路での交通事故の削減、医療サービスの向上、地域の環境改善を図ります。



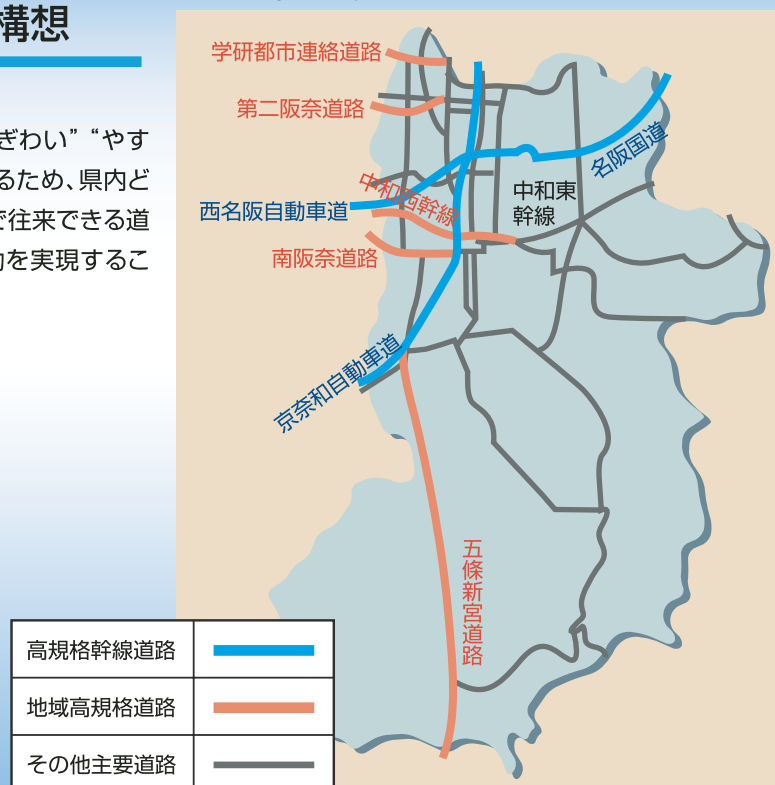
なら・半日交通圏道路網構想

「なら・半日交通圏道路網構想」では、“にぎわい”“やすらぎ”“うらおい”のある奈良県づくりを支えるため、県内どこへでもおよそ2時間以内で移動でき、半日で往来できる道路や、市街地でのより安全でスムーズな移動を実現することをめざしています。

▼実現化のための3本柱

- 幹線道路網の整備
- 市街地の総合的な渋滞対策
- 奈良らしさを活かした沿道環境の整備

▼主要道路ネットワーク



大和北道路の検討の流れ

- 昭和62年6月 道路審議会答申に基づき14,000kmの高規格幹線道路網計画を決定
- 昭和63年4月 大和北道路の路線調査に着手

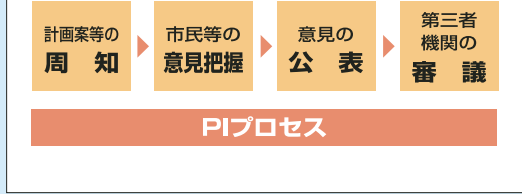
平成13年7月～平成14年3月 地下水検討委員会

平成14年3月～平成14年7月 文化財検討委員会

平成14年9月～平成15年10月 大和北道路有識者委員会

PIプロセスを導入し、市民の皆様から意見をいただきながら審議を重ね、推奨すべきルート・構造の提言をまとめました。

- 主な提言内容
- 「西九条佐保線地下+高架案」および「国道24号地下+高架案」の2案を推奨ルートとして選定。
 - このうち平城宮跡からの離隔距離が長い「西九条佐保線地下+高架案」がより優位。



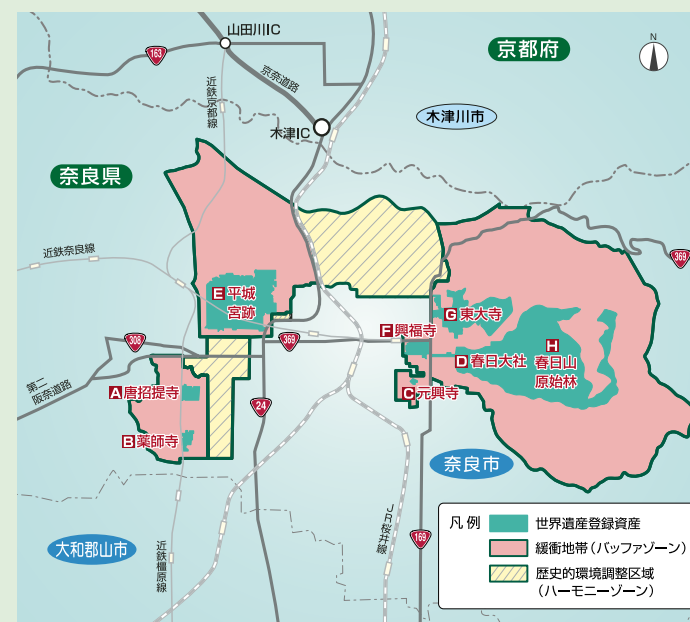
推奨ルートに対してさらに検討

平成18年2月 近畿地区幹線道路協議会課題別会議「大和北道路に関する会議」
推奨ルートについて、整備効果及びルート・構造の精査を行い、「西九条佐保線地下+高架案」を選定

都市計画の手続き 環境影響評価の手続き

都市計画決定

世界遺産「古都奈良の文化財」について



奈良県北部には、世界遺産をはじめ、数多くの文化財があります。大和北道路の計画は、それらの地域状況をふまえ、検討を行っています。

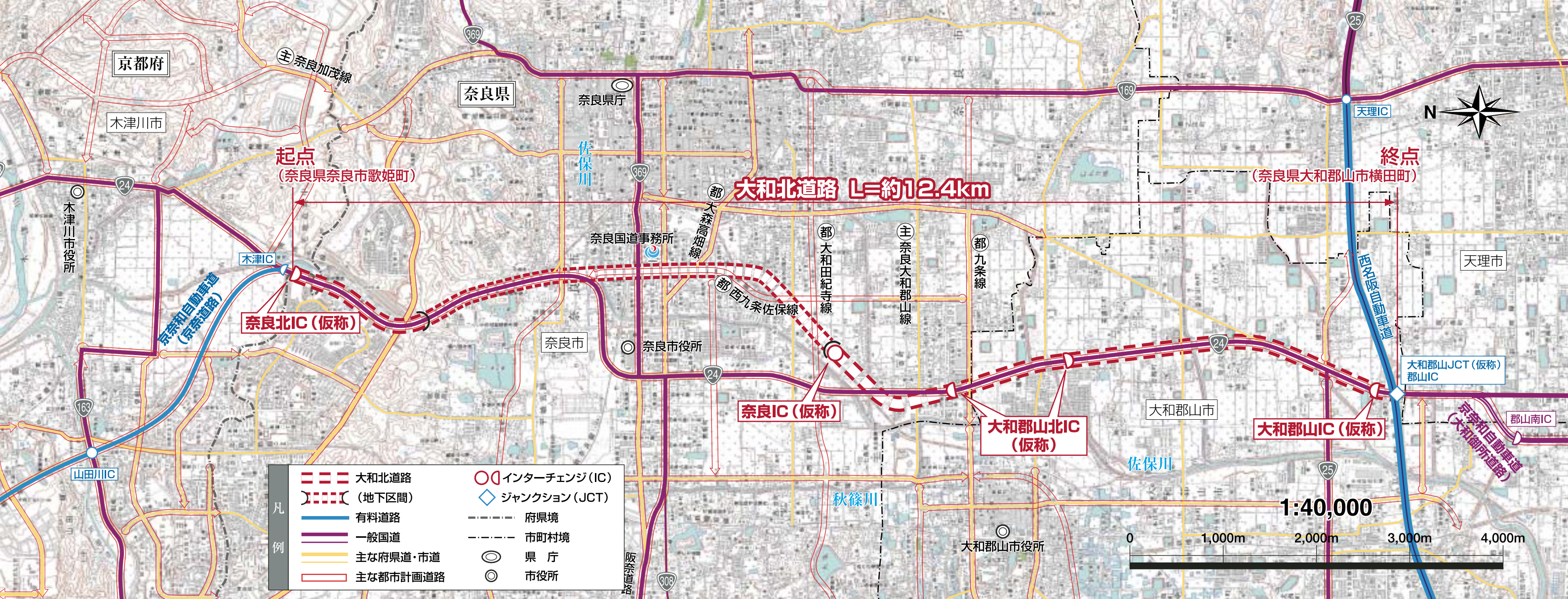
「古都奈良の文化財」は、8つの資産で構成

- 国宝建造物があり、敷地が史跡に指定されている
東大寺・興福寺・春日大社・元興寺・薬師寺・唐招提寺
- 特別史跡・特別天然記念物に指定されている
平城宮跡・春日山原始林

「古都奈良の文化財」の周辺に2種類の区域を設定

緩衝地帯 (バッファゾーン)
遺産の周辺環境を直接保護するための区域。春日山地区、平城宮跡地区、西ノ京地区の3か所に設けられています。

歴史的環境調整区域 (ハーモニーゾーン)
環境保全と都市開発との調和を図るための区域。8資産の一体的保全のため各緩衝地帯の間に設けられています。

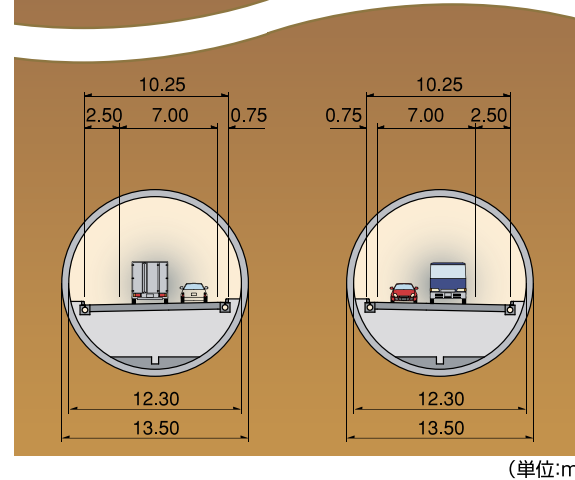
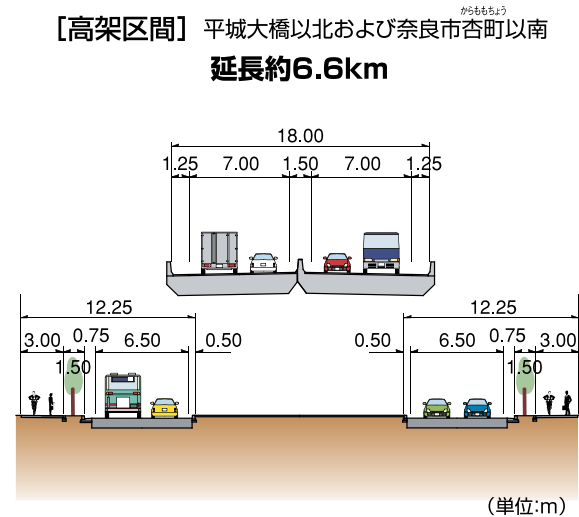
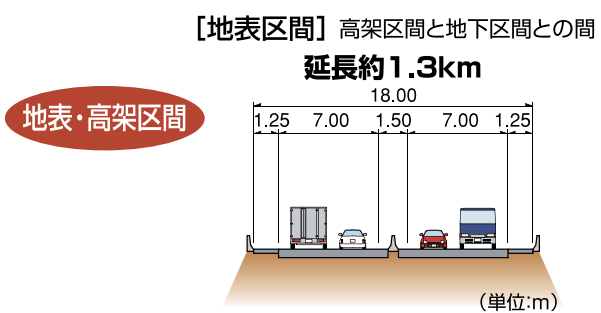


- 凡例
- 大和北道路 (地下区間)
 - 有料道路
 - 一般国道
 - 主な府県道・市道
 - 主な都市計画道路
 - インターチェンジ (IC)
 - ジャンクション (JCT)
 - 府県境
 - 市町村境
 - 県庁
 - 市役所

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平成18総複、第210号)

注) 大和北道路の表示はルート (経路) を示したものであり幅員を表現したものではありません。また、詳細な位置、構造については関係機関との調整の上確定します。

標準断面図



計画諸元

延長	約12.4 km	道路規格	第1種第3級
起点	奈良県奈良市歌姫町	設計速度	80 km/h
終点	奈良県大和郡山市横田町	車線数	4車線
		計画交通量	291～435百台/日

連結位置

連結位置	名称 (仮称)	連結予定施設	連絡方向
奈良市	奈良北インターチェンジ	一般国道24号	京都方向への出口 和歌山方向への入口
	奈良インターチェンジ	都市計画道路 西九条佐保線 都市計画道路 大和田紀寺線 都市計画道路 大森高畑線	京都方向への出・入口 和歌山方向への出・入口
	大和郡山北インターチェンジ	都市計画道路 九条線 一般国道24号	京都方向への出・入口 和歌山方向への出・入口
大和郡山市	大和郡山インターチェンジ	一般国道24号	京都方向への入口 和歌山方向への出口
	大和郡山ジャンクション	西名阪自動車道	(西名阪自動車道) 松原・天理方面 (大和・御所道路) 和歌山方面

予測・評価項目

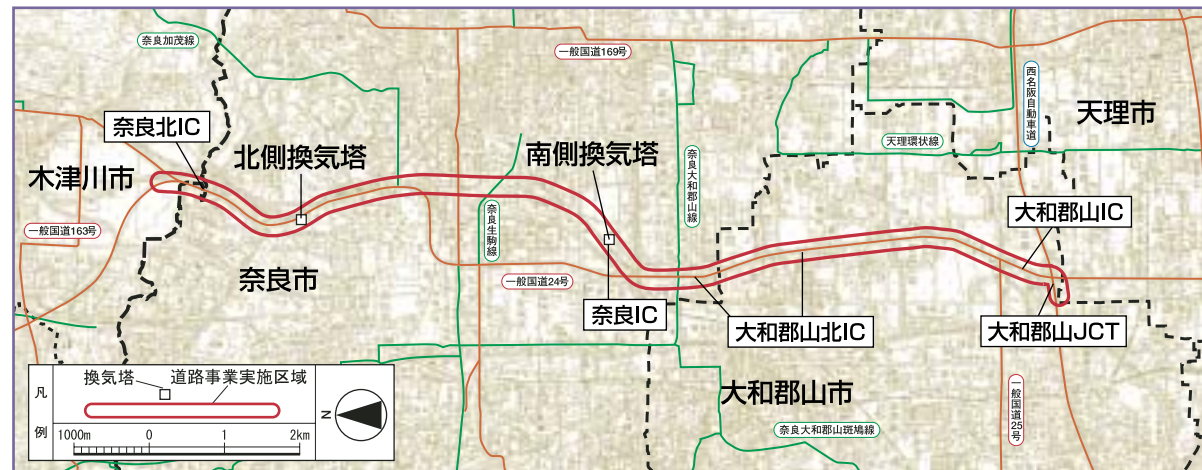
予測・評価項目は、事業計画をもとに影響を及ぼすおそれのある行為・要因を抽出し、地域特性を考慮して選定しました。選定した予測・評価項目については、環境影響評価方法書にて公表し、住民の皆様方の意見を考慮したうえで決定しました。

環境影響要因	予測・評価項目													
	大気質	風強風による害	騒音	振動	低周波音	地形及び地質	日照障害	動物	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等
完成後	道路の存在					●	●	●	●	●	●	●	●	●
	自動車の走行	●		●	●								●	
	換気塔の存在及び供用	●	●	●	●		●				●		●	
	工事の実施	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(注) ●は予測評価を実施した項目

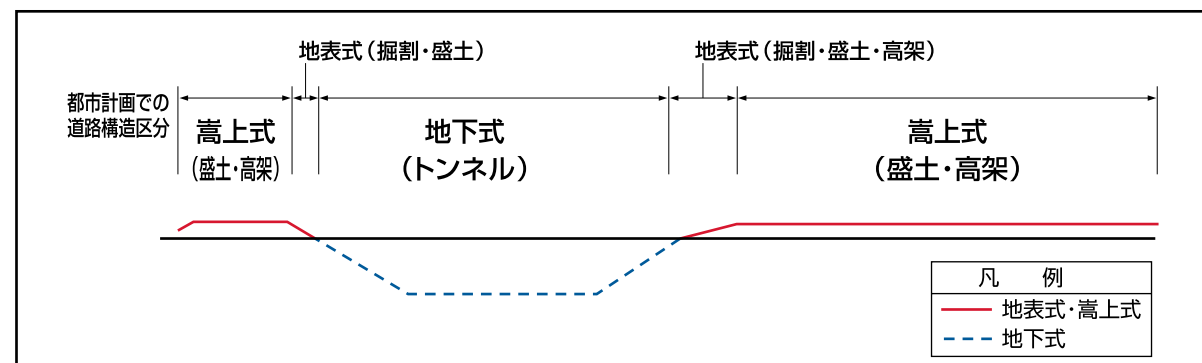
計画の概要

■道路事業実施区域



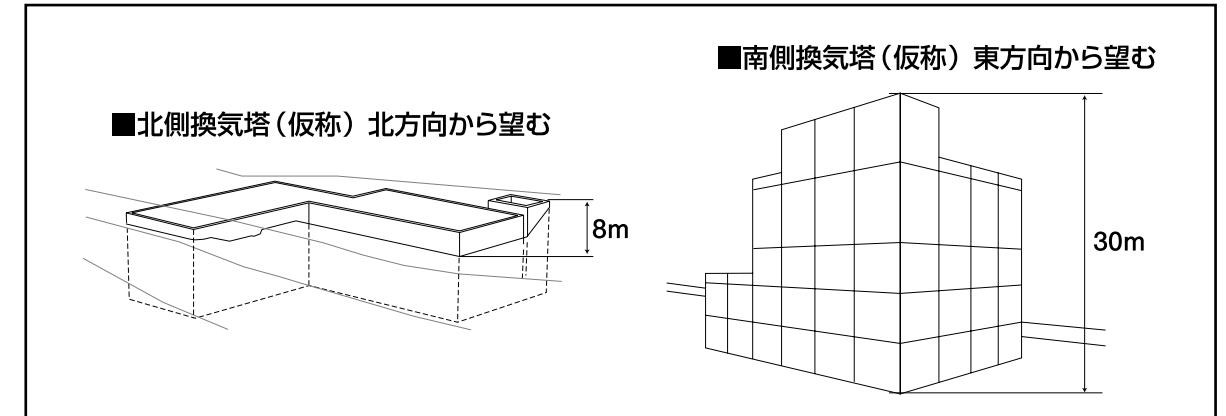
※IC名、JCT名及び換気塔名は仮称です。

■縦断面図

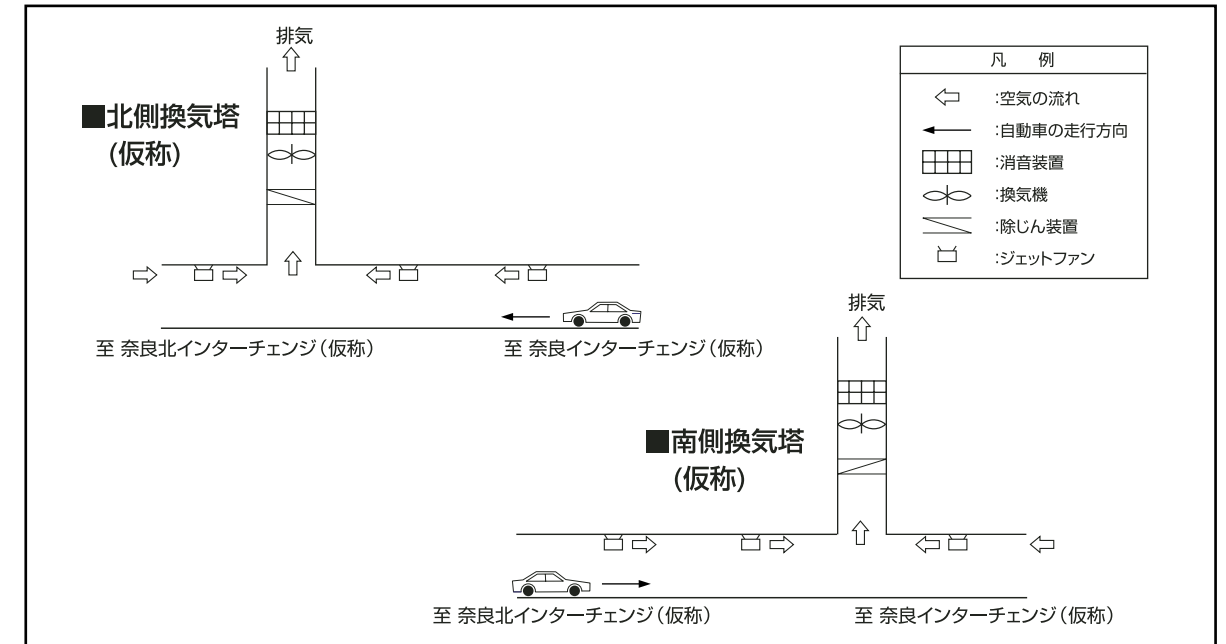


■換気塔の概要

換気塔の概略形状



トンネル換気方式の概念図



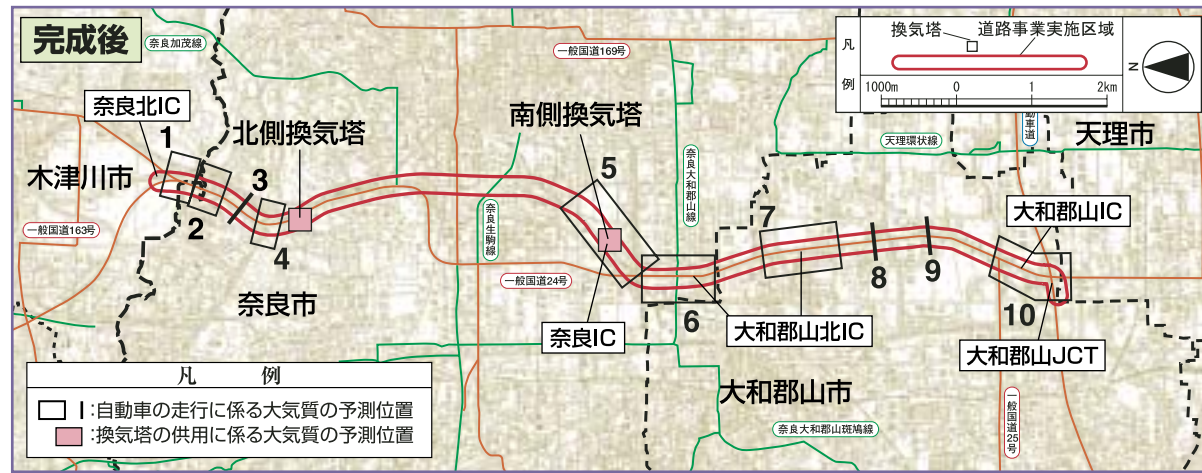
計画交通量

区間	計画交通量(台/日)
奈良北IC～奈良IC	29,100
奈良IC～大和郡山北IC	43,500
大和郡山北IC～大和郡山IC・大和郡山JCT	41,300

※IC名及びJCT名は仮称です。

大気質

自動車の走行に係る大気質は10地点、換気塔の供用に係る大気質は、北側換気塔、南側換気塔のそれぞれ1地点を対象として予測を行いました。
また、建設機械の稼働に係る大気質は6地点、工事用車両の運行に係る大気質は4地点を対象として予測を行いました。



■自動車の走行

地上1.5mにおいて予測を行いました。なお、奈良市佐保台西町(2)については、対象道路が高架構造であり、沿道に中高層住居が立地しているため、高架構造と同等の高さの地上13.5mも対象としました。

二酸化窒素(NO₂)の予測値は、最大で0.039ppmであり、環境基準値以下となっています。

浮遊粒子状物質(SPM)の予測値は、最大で0.071mg/m³であり、環境基準値以下となっています。

二酸化硫黄(SO₂)の予測値は、最大で0.009ppmであり、環境基準値以下となっています。

環境保全措置
・トンネル坑口からの漏れ出しの抑制

番号	予測地点	地上高さ(m)	二酸化窒素NO ₂ 日平均値の年間98%値 (ppm)	浮遊粒子状物質SPM 日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	二酸化硫黄SO ₂ 日平均値の年間2%除外値 (ppm)
1	木津町(木津川市)大字市坂	1.5	0.039	0.071	0.008
2	奈良市佐保台西町(1)	1.5	0.036	0.069	0.007
3	奈良市佐保台西町(2)	1.5	0.034	0.068	0.007
4	奈良市佐保台西町(2)	13.5	0.034	0.068	0.007
5	奈良市佐紀町	1.5	0.039	0.070	0.007
6	奈良市八条	1.5	0.039	0.062	0.009
7	奈良市西九条町	1.5	0.036	0.061	0.009
8	大和郡山市下三橋町	1.5	0.037	0.063	0.009
9	大和郡山市大江町	1.5	0.037	0.063	0.009
10	大和郡山市発志院町	1.5	0.036	0.063	0.009
10	大和郡山市横田町	1.5	0.038	0.064	0.009
整合を図るべき基準			0.04~0.06または、それ以下	0.10以下	0.04以下

■換気塔の供用

二酸化窒素(NO₂)の予測値は、最大で0.032ppmであり、環境基準値以下となっています。

浮遊粒子状物質(SPM)の予測値は、最大で0.067mg/m³であり、環境基準値以下となっています。

二酸化硫黄(SO₂)の予測値は、最大で0.009ppmであり、環境基準値以下となっています。

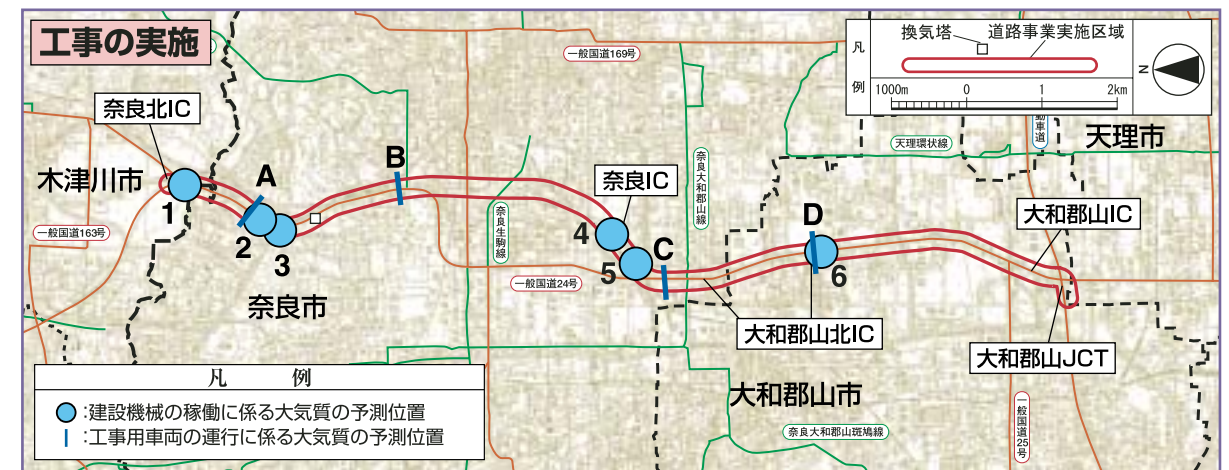
計画施設	最大着地濃度出現位置		二酸化窒素 NO ₂	浮遊粒子状物質 SPM	二酸化硫黄 SO ₂
	方位	地上高さ 距離	日平均値の年間98%値 (ppm)	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	日平均値の年間2%除外値 (ppm)
北側換気塔	南	1.5m 300m	0.032	0.067	0.007
南側換気塔	南	1.5m 380m	0.032	0.059	0.009
整合を図るべき基準			0.04~0.06 または、それ以下	0.10以下	0.04以下

注)最大着地濃度出現位置は、換気塔からの方位、距離を示します。

整合を図るべき基準

- ・二酸化窒素NO₂:「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
- ・浮遊粒子状物質SPM:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号) 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること
- ・二酸化硫黄SO₂:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号) 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること

環境保全措置
・浮遊粒子状物質の除去が可能な除じん装置の設置



■建設機械の稼働

番号	予測地点	地上高さ(m)	粉じん等 (t/km ² /月)	二酸化窒素 NO ₂ 日平均値の年間98%値 (ppm)	浮遊粒子状物質 SPM 日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)
1	木津町(木津川市)大字市坂	1.5	6.8	0.037	0.069
2	奈良市佐保台西町(1)	1.5	5.9	0.037	0.069
3	奈良市佐保台西町(2)	1.5	2.5	0.036	0.068
4	奈良市八条(1)	1.5	2.6	0.037	0.060
5	奈良市八条(2)	1.5	7.0	0.035	0.060
6	大和郡山市下三橋町	1.5	1.2	0.037	0.062
整合を図るべき基準又は参考となる値			10以下	0.04~0.06 または、それ以下	0.10以下

粉じん等の予測値は、最大で7.0t/km²/月であり、参考となる値以下となっています。

二酸化窒素(NO₂)の予測値は、最大で0.037ppmであり、環境基準値以下となっています。

浮遊粒子状物質(SPM)の予測値は、最大で0.069mg/m³であり、環境基準値以下となっています。

環境保全措置
《粉じん等》・工事施工ヤードへの散水
《二酸化窒素、浮遊粒子状物質》
・排出ガス対策型の建設機械の採用
・アイドリングストップの励行

■工事用車両の運行

記号	予測地点	地上高さ(m)	粉じん等 (t/km ² /月)	二酸化窒素 NO ₂ 日平均値の年間98%値 (ppm)	浮遊粒子状物質 SPM 日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)
A	奈良市佐保台西町	1.5	0.2	0.034	0.068
B	奈良市法華寺町	1.5	0.6	0.038	0.070
C	奈良市杏町	1.5	2.3	0.035	0.060
D	大和郡山市下三橋町	1.5	1.6	0.041	0.066
整合を図るべき基準又は参考となる値			10以下	0.04~0.06 または、それ以下	0.10以下

粉じん等の予測値は、最大で2.3t/km²/月であり、参考となる値以下となっています。

二酸化窒素(NO₂)の予測値は、最大で0.041ppmであり、環境基準値以下となっています。

浮遊粒子状物質(SPM)の予測値は、最大で0.070mg/m³であり、環境基準値以下となっています。

環境保全措置
《粉じん等》
・工事用道路への散水
・工事用車両のタイヤ洗浄
《二酸化窒素、浮遊粒子状物質》
・アイドリングストップの励行

整合を図るべき基準

- ・二酸化窒素NO₂:「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
- ・浮遊粒子状物質SPM:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号) 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること
- 参考となる値
・粉じん等:「道路環境影響評価の技術手法(その1)平成12年10月 建設省土木研究所」 降下ばいじん量10t/km²/月

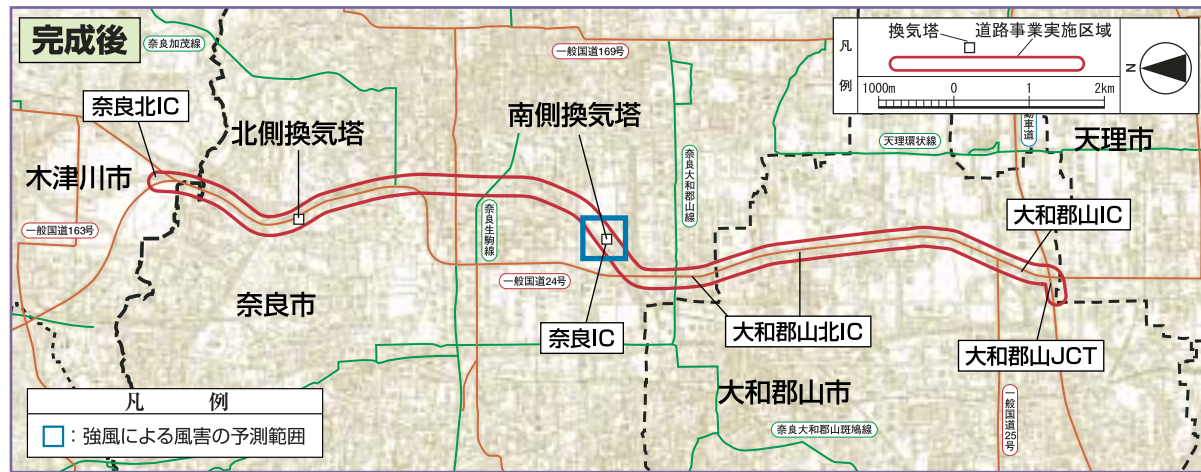
用語の解説

ppm (parts per million): 微量に含まれている物質の割合を表す単位で、1m³の空気中に1cm³の物質が存在する場合の濃度が1ppmとなります。(参考文献:「JIS K 0050 化学分析方法通則」)
日平均値の年間98%値: 1年間の測定により得られた1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(参考文献:「二酸化窒素に係る環境基準の改訂について」[昭和53年7月17日 環企第262号])
日平均値の年間2%除外値: 1年間の測定により得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(参考文献:「大気汚染に係る環境基準について」[昭和48年6月12日 環企第143号])
浮遊粒子状物質(SPM): 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。(参考文献:「大気汚染に係る環境基準について」[昭和48年5月8日 環境庁告示第25号])
環境基準: 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(参考文献:「環境基本法」[平成5年11月19日 法律第91号]第16条)

強風による風害

強風による風害は、周辺建築物平均高さの5～6倍以上の高さの建築物を設置する場合に影響が生じる可能性があることから、南側換気塔を予測の対象としました。

南側換気塔の高さの約3倍となる100mを予測範囲とし、道路沿道の8地点を対象として予測を行いました。



強風による風害の予測値は、日最大平均風速が5.0m/s以上の日数の割合は最大で12.9% (48日/年)、7.5m/s以上の日数の割合は最大で1.1% (5日/年)、10.0m/s以上の日数の割合は0%であり、参考となる値以下となっています。

風速 (m/s)	建設前 (%)	日最大平均風速の超過頻度の予測結果 (%)								参考となる値 (%)
		予測地点								
5.0以上	7.7	4.3	8.3	12.9	11.4	6.6	8.0	5.4	6.6	22.0以下
7.5以上	0.3	0.3	0.6	1.1	0.6	0.0	0.3	0.6	0.0	3.6以下
10.0以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6以下

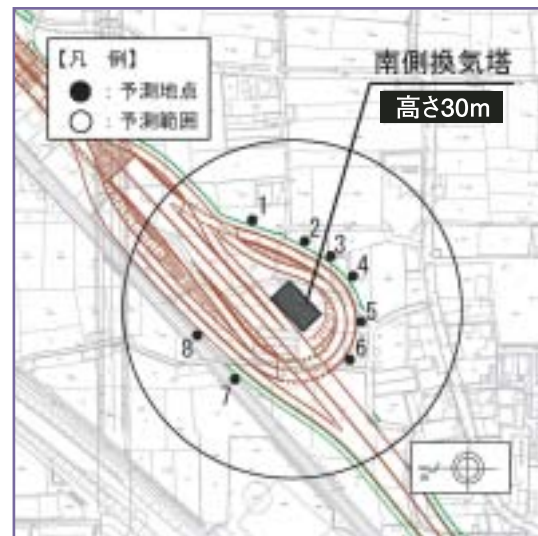
参考となる値

「道路環境影響評価の技術手法(その1)(平成12年10月建設省土木研究所)」に基づき、「許容される日最大平均風速の超過頻度」

対応する空間用途	日最大平均風速の超過頻度		
	5.0m/s以上	7.5m/s以上	10.0m/s以上
住宅街	22%以下 (80日)	3.6%以下 (13日)	0.6%以下 (2日)

注) 対象地域の土地利用状況を勘案し、対応する空間用途は、住宅街の値を適用しました。

参考: 村上周三、岩佐義輝他「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究」日本建築学会論文報告集 第325号、pp.74-84、昭和58.3)



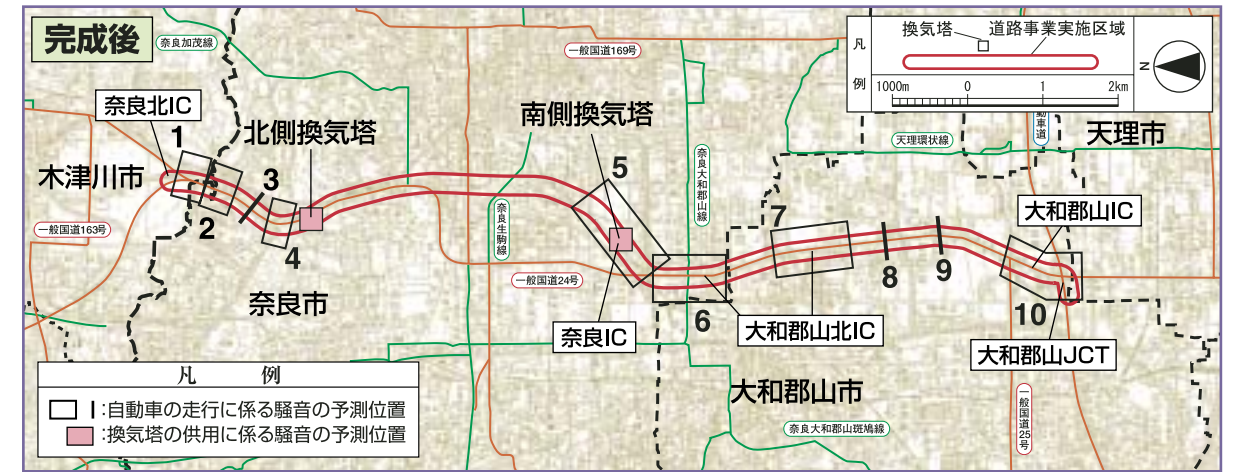
環境保全措置

・換気塔周辺の植栽

騒音

自動車の走行に係る騒音は10地点、換気塔の供用に係る騒音は、北側換気塔、南側換気塔のそれぞれ1地点を対象として予測を行いました。

また、建設機械の稼働に係る騒音は6地点、工事用車両の運行に係る騒音は4地点を対象として予測を行いました。



自動車の走行

低層住居の1階、2階に位置する地上1.2m、4.2mにおいて、それぞれ予測を行いました。なお、佐保台西町(2)については、対象道路が高架構造であり、沿道に中高層住居が立地しているため、地上28.2mも対象としました。

官民境界における騒音の予測値は、必要に応じ環境保全措置として遮音壁を設置することにより、最大で昼間は70dB、夜間は65dBであり、環境基準値以下となっています。

背後地における騒音の予測値は、必要に応じ環境保全措置として遮音壁を設置することにより、最大で昼間は65dB、夜間は60dBであり、環境基準値以下となっています。

番号	予測地点	地上高さ (m)	官民境界の予測結果 (dB) LAeq		整合を図るべき基準 (dB) LAeq		背後地の予測結果 (dB) LAeq		整合を図るべき基準 (dB) LAeq	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	木津町(木津川市)大字市坂	4.2	70	65			59	55		
		1.2	59	54			58	53		
2	奈良市佐保台西町(1)	4.2	70	65			61	56		
		1.2	68	63			59	54		
3	奈良市佐保台西町(2)	28.2	69	64	70	65	65	60	65	60
		4.2	65	61			65	60		
4	奈良市左京	1.2	65	61			65	60		
		4.2	68	63			65	60		
5	奈良市八条	4.2	70	65	(70)	(65)	63	59	(65)	(60)
		1.2	61	56			60	55		
6	奈良市西九条町	4.2	69	64	70	65	62	58	65	60
		1.2	62	58			59	55		
7	大和郡山市下三橋町	4.2	69	64			62	57		
		1.2	64	59			59	55		
8	大和郡山市大江町	4.2	69	64			64	59		
		1.2	67	62			61	57		
9	大和郡山市発志院町	4.2	70	65	(70)	(65)	63	59	(65)	(60)
		1.2	66	61			61	56		
10	大和郡山市横田町	4.2	70	65			64	60		
		1.2	69	65			64	59		

注) 環境基準の類型指定がなされていない地点については、現況の土地利用状況等を勘案し「B地域」を想定しました。想定した値は()付きで示します。

整合を図るべき基準

・官民境界: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号) における「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値

昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
70 dB以下	65 dB以下

・背後地: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号) における「道路に面する地域」のうち「B地域*(2車線以上)及びC地域*」の基準値

昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
65 dB以下	60 dB以下

※ B地域とは「主として住居の用に供される地域(第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域)」のことを、C地域とは「相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)」のことをいいます。

騒音

環境保全措置

・遮音壁の設置

高さ1～8mの遮音壁を設置します。音の遮へい効果により、騒音の低減が図られます。



・排水性舗装の整備

用語の解説



官民境界:道路区域と隣接する土地との境界線のことをいいます。
背後地:官民境界から20m離れた地点のことをいいます。

■換気塔の供用

騒音の予測値は、最大で北側換気塔は37dB、南側換気塔は38dBであり、特定工場等の騒音の規制基準以下となっています。

予測地点	予測結果 (dB)		整合を図るべき基準 (dB)
	地上1.2m	地上4.2m	
北側換気塔	35	37	40
南側換気塔	38	38	45

整合を図るべき基準

「特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準」(平成17年3月29日 奈良市告示171号)のうち「第一種区域*」及び「第二種区域*」の夜間の基準値

※ 第一種区域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区(近隣商業地域、商業地域、準工業地域を除く。)並びに歴史的風土保存区域
第二種区域: 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域(これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。)、用途地域及び歴史的風土保存区域の定めのない区域

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第二種区域	60 dB	50 dB	45 dB

時間区分は、朝(6時～8時)、昼間(8時～18時)、夕(18時～22時)、夜間(22時～6時)です。

環境保全措置

・消音措置の設置

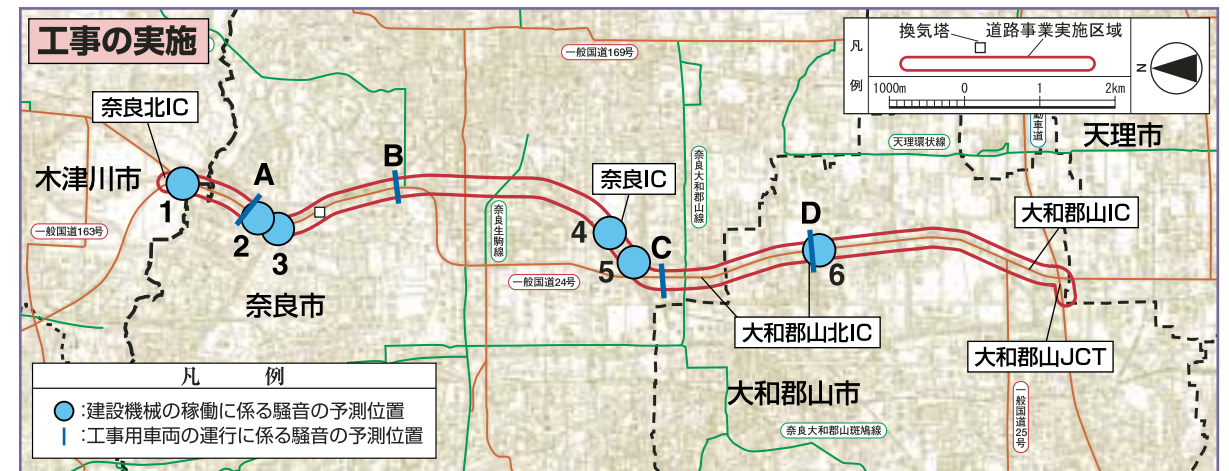
用語の解説

dB(デシベル): 音や振動の大きさを表す単位
普通の会話は、60dB程度です。
また静かな住宅地の夜は、40dB程度です。

LAeq: 時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した騒音レベル(等価騒音レベル)

LA5: 時間的に変動している値を読みとり、値の大きい順に並び替えた時、高いほうから5%に相当する値
(参考文献:「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法」)

(参考文献:「公害防止の技術と法規[騒音編]」[公害防止の技術と法規編集委員会])
(参考文献:「生活騒音の現状と今後の課題」[環境省])



■建設機械の稼働

騒音の予測値は、各地点とも環境保全措置として防音シートを設置することにより、最大で85dBであり、特定建設作業の騒音の規制基準値以下となっています。

整合を図るべき基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)の基準値85dB以下

番号	予測地点	地上高さ(m)	予測結果 (dB) LA5	整合を図るべき基準 (dB) LA5
1	木津町(木津川市)大字市坂	4.2	80	(85)
		1.2	81	
2	奈良市佐保台西町(1)	7.2	78	
		4.2	80	
3	奈良市佐保台西町(2)	1.2	81	
		4.2	80	
4	奈良市八条(1)	1.2	81	
		4.2	80	
5	奈良市八条(2)	1.2	81	
		4.2	80	
6	大和郡山市下三橋町	4.2	85	
		1.2	77	

注) 特定建設作業の騒音の規制基準の区域の区分指定がなされていない地点については、周辺の土地利用状況等を勘案し想定しました。想定した値は()付きで示します。

環境保全措置

- ・防音シートの設置
高さ2～8mの防音シートを設置します。
- ・低騒音型機械の採用

■工事用車両の運行

騒音の予測値は、最大で76dBであり、騒音に係る環境基準値を超過する箇所がありますが、現況値に対する騒音レベルの増加はありません。

記号	予測地点	地上高さ(m)	現況値 (dB) LAeq	予測結果 (dB) LAeq	整合を図るべき基準 (dB) LAeq
A	奈良市佐保台西町	1.2	55	55	70
B	奈良市法華寺町	1.2	72	72	
C	奈良市杏町	1.2	66	66	
D	大和郡山市下三橋町	1.2	76	76	

注) 大和郡山市下三橋町及び奈良市杏町は、環境基準の類型指定がなされていないため、基準値を()付きで示します。

整合を図るべき基準

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)における「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値

昼間(6時～22時)
70 dB以下

環境保全措置

- ・工事用車両の集中を避ける運行計画
- ・アイドリングストップの励行